

○国立大学法人筑波技術大学教授会規程

〔平成17年10月3日
規程第26号〕

最終改正 令和5年6月28日規程第38号

国立大学法人筑波技術大学教授会規程

(趣旨)

第1条 国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成17年規則第1号)第23条の規定に基づき、産業技術学部、保健科学部及び障害者高等教育研究支援センター並びに大学院技術科学研究科(以下「研究科」という。)の各専攻(以下「学部等」という。)の教授会に関し必要な事項を定めるものとする。

(教授会の組織)

第2条 教授会は、当該学部等に所属する教授(研究科の各専攻においては、当該専攻の研究指導を担当できるものに限る。)をもって組織する。

2 教授会には、聴覚障害系支援課長又は視覚障害系支援課長を列席させるものとする。

(審議事項)

第3条 教授会は、当該学部等に関し、次の事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学部等の教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(招集及び議長等)

第4条 産業技術学部長、保健科学学部長、障害者高等教育研究支援センター長及び研究科の各専攻長(以下「学部長等」という。)は、それぞれ教授会を招集し、その議長となる。

2 学部長等は、構成員の3分の1以上の請求があったときは、教授会を招集しなければならない。

3 学部長等に事故があるときは、当該組織の学部長補佐、副センター長又はあらかじめ定めたコース長がその職務を代行する。

(定足数)

第5条 教授会は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席者)

第6条 議長は、必要と認めるときは、関係の職員を教授会に出席させ意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 産業技術学部教授会、障害者高等教育研究支援センター教授会、研究科産業技術学専攻教授会及び研究科情報アクセシビリティ専攻教授会に関する事務は聴覚障害系支援課、保健科学部教授会及び研究科保健科学専攻教授会に関する事務は視覚障害系支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、それぞれの教授会が定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。なお、この規程の施行に伴い、国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科専攻教授会規程（平成26年2月26日規程第3号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成27年5月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。